

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟  
団 委 員 長 各位  
地 区 役 員 各位  
県 連 役 員 各位

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟  
県コミッショナー 小杉 正志

**神奈川連盟新型コロナウイルス対応（第 24 報）**  
**＝感染防止法上の位置付けが 5 類へ移行＝**

新型コロナウイルス感染症の取扱いが 2023 年 5 月 8 日付けで感染症法※1 上の 5 類感染症に移行したことに伴い、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛の要請などはなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることとなりました。日本連盟では 2023 年 5 月 8 日「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の 5 類感染症への移行後のスカウト活動について」文書が出されましたのでご参照いただくと共に、以下の通りお知らせしますので各団へのご指導をお願いいたします。

※1：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)

1. 【神奈川連盟の対応】

- 感染が収まっている平時においては、県連新型コロナウイルス対応第 24 報までに発出したスカウト活動（指導者訓練を含む：以下同じ）における各種の制限（宿泊・テント泊制限、個人炊事、ソング自粛、県外移動、ワクワク自然体験あそびにおける制限、マスクの着用、飲食を伴う宴会、大会参加自粛等）は解除します。
- 5 類移行後に感染が（地域的に）流行した場合におけるスカウト活動は、基本的な対応を以下の通り定めます。この表にないスカウト活動については、後述する国（政府）の決定や神奈川県（県教育委員会）の対応（各 URL を表示）を参考にご判断ください。

マスクの取扱い※1	流行時・感染リスクの高い場面では、強要はしないもののマスク着用を促すこともあり得ることとします。
場面に応じた感染症対策	感染流行時では「近距離での活動、対面活動」は避けて一定の距離を確保する。「大声での発生や大声での歌唱」は控える。「集散セレモニーやゲーム・工作・調理実施等」スカウト同士が触れ合う可能性のある活動は控えたり、身体的距離を確保してください。

※1.次ページ「マスク着用の見直しについて」をご参照ください

□ 状況に応じて講ずる措置

感染判明時	「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」は活動参加の自粛をお願いし、その後10日を経過するまでは、当該スカウトに対しマスクの着用を推奨してください。
濃厚接触者の取扱い	5類移行後は濃厚接触者の特定や行動制限は行われなくなったことに伴い、スカウトの家族が感染した場合や接触のあったスカウトであっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は活動の参加自粛等の対象とする必要はありません。

□ その他感染症対策に当たって配慮すべき事項

- コロナ感染のみならず、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして活動に参加しないよう、スカウト・保護者に対する周知を行ってください
- 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難だと言われており、軽微な症状があることを以て、スカウト・保護者の意思に反して活動参加を制限することのないようご配慮ください
- また、スカウト・保護者の意向に基づかずに医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにしてください
- 保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合はその意思を尊重し、無理強いをしないようお願いします

2. 【マスクの着用の見直しについて】（主要部抜粋）

新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類に移行することに先立ち、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定として、2023年2月10日付け「マスクの着用の考え方見直し等について」文書が出されております。

新型コロナウイルス感染症対策本部：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056912.pdf>

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

- この対策本部の決定によると、これまで屋外ではマスク着用は原則不要、屋内では原則着用としていましたが、2023年3月13日以降（学校現場では4月1日以降）、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となりました。
- ただし「医療機関や高齢者施設などへ訪問する時」「混雑した電車やバスに乗車する時」にはマスク着用が効果的であるとしています。

3. 【参考】「① 国（政府）の決定」及び「② 神奈川県への対応」「③ 神奈川県教育委員会の対応」について、ご参考まで掲載します。

① 【国（政府）の決定】（関係部分抜粋）

- 新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、感染症対策

は個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わります。

- また感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められません。
- 参考情報として、コロナ発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことが推奨され、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことが推奨されます。

厚労省の対応：<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

## ② 【神奈川県への対応】（関係部分抜粋）

- 「感染した場合」の就業や日常生活の行動制限はなくなり、外出を控えるかどうかは、個人の判断となります。「濃厚接触者」となった場合でも外出自粛は求められません。

神奈川県の対応：[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/97465/20230329\\_5rui.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/97465/20230329_5rui.pdf)

## ③ 【神奈川県教育委員会の対応】（関係部抜粋）

神奈川県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、県立学校における衛生管理上の基本的対応を具体的に定めました。

- 平時における感染症対策
  - 発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合には、無理をせず自宅で休養すること
  - 健康状態は継続的に把握、ただし毎日の健康観察票の記入・確認等は不要
  - 可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時換気を確保する
  - 児童生徒、教職員のいずれにも、マスクの着用は求めません
- 感染流行時における感染症対策
  - 児童生徒にマスク着用を促す場合も考えられるが、着用を強制しない
  - 活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - 児童生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 感染状況に応じて講ずべき措置
  - 感染が判明した児童生徒に対しては、出席停止（発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでの措置）を講ずる
  - 濃厚接触者と特定された者でも、行動制限等は行われなかったことを踏まえ、新型コロナウイルスの感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象としない

県教育委員会の対応：[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/60621/0501\\_koukou.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/60621/0501_koukou.pdf)

以 上